

令和 6 年度 第 5 回

## 郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和 6 年 9 月 26 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

### 会 長 挨 捶

### 協 議 事 項

- 1 会長・副会長・常任理事協議事項について

### 【郡市医師会長検討事項】

### 報 告 事 項

- 1 医師会会員情報システム (MAMIS) について  
桃木常任理事

- 2 医療事故調査制度の相談事案 (令和 6 年 6・7 月分) について  
松本常任理事  
※件数 0 件

- 3 診療に関する相談件数等について (令和 6 年 7・8 月分)  
松本常任理事  
※件数 2 件

- 4 令和6年度埼玉県総合医局機構研修病院セミナーの開催結果について  
松山常任理事
- 日時：令和6年8月24日（土）15:00～19:30  
場所：ロイヤルパインズホテル浦和
- 5 産業医委嘱契約書の確認について  
寺師常任理事
- 6 埼玉県国民健康保険診療報酬審査委員の推薦について  
小室常任理事 県保健医療部
- 7 医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて  
小室常任理事
- 8 集団的個別指導の実施について  
小室常任理事 関東信越厚生局・埼玉県
- 9 保険医療機関の指定について（令和6年8・9月分）  
小室常任理事
- 10 令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて  
小室常任理事 日医
- 11 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について  
高木常任理事

12 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業について

高木 常任理事

県保健医療部

13 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

## [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

- 1 水銀血圧計等の回収促進に向けた周知及びアンケート調査への御協力について（4枚）  
松本常任理事 日医
- 2 「使用上の注意」の改訂について（16枚）  
登坂常任理事 日医
- 3 デュピルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部改正について（21枚）  
登坂常任理事 日医
- 4 かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について（200枚）  
登坂常任理事 日医
- 5 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（34枚）  
登坂常任理事 県保健医療部
- 6 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（6枚）  
登坂常任理事 日医
- 7 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（9枚）  
登坂常任理事 日医
- 8 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針の一部改正について（4枚）  
登坂常任理事 県保健医療部
- 9 N-ニトロソアトモキセチンが検出されたアトモキセチン塩酸塩製剤の使用による健康影響評価の結果等について（5枚）  
登坂常任理事 日医

# 桃木常任

埼医総第1538号  
令和6年9月25日

都市医師会・大学医師会長 殿

埼玉県医師会長 金井忠男  
(担当常任理事 桃木茂)  
(公印省略)

## 医師会会員情報システム MAMIS の周知依頼等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

医師会会員情報システム MAMIS（以下、「MAMIS」という）について、下記のとおり日本医師会より都道府県医師会、郡市区等医師会あてに通知がありました。

つきましては、貴会でも「都市・大学医師会向けのご案内」の事項についてご了知いただき、貴会管下会員へ周知等ご対応いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、「会員の皆様へのご案内（案）」を作成しました。必要に応じて追記修正等行っていただき、リーフレットと合わせてお送りいただく等、会員への周知にご活用いただけますと幸いです。

担当：管理課 総務担当 嶋  
電話：048-824-2611  
FAX：048-822-8515

## 都市・大学医師会向けのご案内

### 1 会員への MAMIS ログイン情報の通知について

日本医師会会員に対しては、9月30日（月）からMAMISを利用する際の「ログイン仮ID」「ログイン仮パスワード」通知が、郵送で日本医師会より順次発送されます。こちらの仮ID・パスワードは、MAMISに初回ログインする際に必ず必要となるものです。お手元に届きましたら、大切に保管いただきますよう、貴会管下会員へご周知をお願いいたします。

### 2 MAMIS の公開日について

「日医発第1045号（情シ）」にて通知されましたとおり、MAMISは令和6年10月30日（水）に公開となります。この日から会員の皆様、入会をご希望の方々にご利用いただくことが可能となります。利用を開始するにあたっては、「1」でご案内した通知に記載されているQRコードからアクセスしていただくこととなります。貴会管下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

### 3 紙の複写式届出用紙の廃止について

現在、入会・異動等の手続きの際に用いている複写式届出用紙について、日本医師会は本年12月末をもって受付終了を予定しています。これに伴い、埼玉県医師会においては、本年11月末をもって受付終了といたします。

貴会におかれましても、上記のスケジュールに合わせて、複写式届出用紙の受付終了日を設定していただき、貴会管下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

### 4 MAMISへの移行データの作成について

MAMISへのデータ移行について、埼玉県医師会が一括して移行データを提出いたします。移行データは、日本医師会が10月1日時点の日本医師会会員情報から抽出して作成したものを使用します。

「埼医総1172号」にて、データ移行について「個別に用意する移行データがある」とご回答いただいた都市・大学医師会におかれましては、後日データのご提出について調整のご連絡をいたします。「日本医師会の管理する会員情報のみの移行でよい」とご回答いただいた都市・大学医師会様の中で、個別に追加したい移行データが発生した場合は、10月1日（火）までに埼玉県医師会までご連絡ください。

## 会員の皆様へのご案内（案）

### 1 医師会会員情報システム MAMIS とは

医師会会員情報システム MAMIS（以下、「MAMIS」という）とは、日本医師会が開発した、医師会員及び研修などに参加する非会員が利用できる Web ベースのシステムです。これまで書類で行ってきた入退会・異動の手続きを Web 上で行うことで、先生方の手続き負担の軽減を目指すものです。

### 2 MAMIS ログイン情報の通知について

日本医師会会員に対しては、9月30日（月）から MAMIS を利用する際の「ログイン仮 ID」「ログイン仮パスワード」通知が、郵送で日本医師会より順次発送されます。こちらの仮 ID・パスワードは、MAMIS に初回ログインする際に必ず必要となるものです。お手元に届きましたら、大切に保管いただきますようお願いします。

### 3 MAMIS の公開日について

MAMIS は令和6年10月30日（水）に公開となります。この日から会員の皆様、入会をご希望の方々にご利用いただくことが可能となります。利用を開始するにあたっては、「2」でご案内した通知に記載されている QR コードからアクセスしていただくこととなります。

### 4 紙の複写式届出用紙の廃止について

現在、入会・異動・退会の手続きの際にご利用いただいている複写式届出用紙について、●●医師会では「○月○日（ ）」をもちまして受付を終了いたします。その後の申請につきましては、MAMIS より行っていただきますようお願いいたします。

なお、MAMIS をご利用いただける環境がない方におかれましては、今後、紙の新様式を日本医師会が用意する予定です。また、医療機関の事務の方がご所属の先生複数人分をまとめて申請する場合は、専用の Excel 様式をご利用いただくこととなります。こちらも今後日本医師会が用意する予定です。

### 5 今後の予定について

今後、日本医師会にて、MAMIS のご利用をサポートするためのコールセンターの設置、利用マニュアルの公開等が予定されています。情報が公開され次第、隨時ご案内いたします。

日医発第 1045 号（情シ）

令和 6 年 9 月 19 日

都道府県医師会長 殿

郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

(公印省略)

### 医師会会員情報システム MAMIS の周知依頼

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会で構築を進めてまいりました日本医師会新会員情報管理システム MAMIS ですが、名称を「医師会会員情報システム MAMIS」(以下、「MAMIS」) と改め、本年 10 月 30 日 (水) に公開する運びとなりました。

貴会におかれましては、役員をはじめ事務局の皆様に、陰に陽にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

MAMIS が実現する会員の利便性向上や医師会事務局の業務負担軽減は、医療界に劇的な変革をもたらすとともに、医師会の組織率・残留率の向上にもつながるものと確信しております。

本件の趣旨を御理解いただき、別添資料をご活用のうえ、貴会会員のみならず、医師会未入会者、全国の医療機関への周知方、また移行データ作成につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

#### 【別添資料】

- ・ 移行データの作成について
- ・ MAMIS 周知用リーフレット

\* 文書管理システム「お知らせ」の欄、MAMIS 情報共有サイトへ関係資料とともに掲載いたします

令和 6 年 9 月 19 日

## MAMIS 移行データについて

### <はじめに>

各医師会ごとの会員情報を MAMIS へ投入いたします。

会員データを以下の要領でご準備くださいますようお願い申し上げます。

各都道府県医師会ごとに提出方法や期限を設けている場合は、その取り決めに従ってください。

○対象 : 2024 年 10 月 1 日時点で入会中の会員のデータ

日医まで入会していない会員のデータも移行対象です

○提出期日 : 10 月 15 日(火)

○提出用入力シート(Excel) : 「基本項目フォーマットチェック【日医提供用】

20240919」

○提出先 : 日本医師会会員情報管理システム運営事務局(以下、運営事務局)

**inquiry@mamis.med.or.jp**

\* このアドレスに直接データを送らないでください

○提出方法 : 移行データが完成しましたら、運営事務局へメールしてください。その際、①医師会名、②データの件数、③担当者様名、④メールアドレス、⑤お電話番号をご記載ください。ファイル名は、以下のように命名してください。

**医師会コード\_医師会名\_提出日 yy/mm/dd**

例) 13\_東京都医師会\_241015.xlsx

④のメールアドレスにデータ提出用の URL をお送りします。

\* 詳細は、「MAMIS 移行データの提出方法」をご覧ください

## <データ作成にあたっての注意事項>

- ① 移行テンプレート(Excel シート)の行・列を変更しないでください
- ② 簡易的なチェック(必須入力チェック、半角項目に全角が含まれていないかチェック、桁数チェック)を行います。
- ③ 入力する場合は、「申請区分」から入力を行ってください。「申請区分」が未入力の行は入力チェックが行われません。今回はすべて「入会」と入力してください。
- ④ データ貼り付けで登録する場合は、「書式なし」で貼り付けをお願いいたします。特に EXCEL 形式からコピーする場合にはご注意ください。
- ⑤ 氏名の漢字は、厚生労働省の「医師等資格確認検索」\*で表示される漢字を正といたします。現在、外字を用いている場合は、そのまま入力してください。変換できずに“●” “？”と表示される場合は、そのままとし、備考欄に「外字」と入力してください。

\*: 2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、厚生労働大臣や都道府県知事へ届出いただいている情報を検索できるシステムで、届出を行わないと氏名等が原則掲載されません

- ⑥ 日付項目が不明な場合、仮の日付を登録してください

入会年月日・医籍登録日は“1900/04/01”、生年月日は“1900/01/01”、卒業年月は“1900/03”など

- ⑦ 移行項目の個別の説明につきましては、「データ移行用項目一覧」をご参照ください

以上

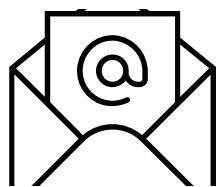
## <担当事務局>

日本医師会情報システム課会員情報室

谷口・久保田・若井

jmamem@po.med.or.jp

TEL03-3946-2121



※ [admin@sharestage.com](mailto:admin@sharestage.com) からのメールが受信できるように設定をお願いします。

Biz Storage File Share <admin@sharestage.com>  
To: 自分 ▾  
●●医師会様  
【Bizストレージ ファイルシェア】ファイル送信のお願い  
  
依頼者: MAMIS 運営事務局  
依頼日: 2024/07/17 17:39  
期限 : 2024/07/18 17:39  
  
このメールに思い当たる節が無い場合は依頼者に確認してください。  
ファイルを送信するために以下のリンクをクリックしてください。  
[https://www.sharestage.com/asp/OR800?OR\\_ID=6168197b22591d6f3524b616d776c2e&LOCALE=JA](https://www.sharestage.com/asp/OR800?OR_ID=6168197b22591d6f3524b616d776c2e&LOCALE=JA)  
もしもうまくリンクできない場合は、途中で切れないようにコピーして、  
ブラウザのアドレス欄に入力してください。  
  
メッセージ  
件名: 未定

- ・ 移行データが完成したら、MAMIS運営事務局（以下、事務局）にメールでご連絡ください。その際、データの件数と本件に関するご担当者様の連絡先をお知らせください。

連絡先 [inquiry@mamis.med.or.jp](mailto:inquiry@mamis.med.or.jp)

- ・ ファイル名は、以下の規則で命名してください。  
医師会コード\_医師会名\_提出日YYMMDD  
例) 13\_東京都医師会\_241010.xlsx

1311\_千代田区医師会\_241015.xlsx

- ・ 1で送信いただいたメールアドレス宛に、データ提出用のURLをお送りします。
- ・ メール内のURLをクリックして、提出用ページにアクセスしてください。

※ URLの有効期限は1週間です。お早めにご提出ください。

ワンタイムアップロード  
パスワード入力  
合言葉を確認し、パスワードを入力します。  
※「当たる節が無い場合や合言葉が違う場合にはファイルを送信する前に依頼者に確認してください。  
合言葉 MAMIS  
パスワード  
Login  
@NTT Communications Corporation

- ・ パスワードに以下を入力してください。

Welcome\_4649

※ 最初のWは大文字です。

- ・ Loginボタンを押下してください。

ワンタイムアップロード  
ファイルをこちらにドラッグ＆ドロップしてください。  
※ドロップ＆ドロップすると同時にアップロードを行います。他のファイルにはご注意ください。

- ・ ページ下部の「ファイルをこちらにドラッグ＆ドロップしてください。」と記載されたエリアに、移行データをドラッグ＆ドロップしてください。

www.sharestage.com の内容  
思い当たる節が無い場合や合言葉が違う場合にはファイルを送信する前に依頼者に確認してください。  
ファイルをアップロードしますか？  
OK キャンセル  
※ドロップ＆ドロップすると同時にアップロードを行います。他のファイルにはご注意ください。

ワンタイムアップロード  
1つのアップロードが完了しました。  
@NTT Communications Corporation

- ・ 確認メッセージが表示されますので、OKボタンをクリックしてください。

- ・ 「1個のアップロードが完了しました」と表示されましたら、提出完了です。

## ワンタイムアップロード

### ドラッグ&ドロップ

1ファイルずつ指定

依頼者 : MAMIS 運営事務局  
依頼日 : 2024/07/17 17:39  
期限 : 2024/07/18 17:39  
件名 : [Bizストレージ ファイルシェア] ファイル送信のお願い  
コメント : ご担当者様

MAMIS運営事務局の●●です。

平素は日本医師会 会員情報管理システム【MAMIS】への移行にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
貴会が作成されました移行データの、提出先ページをご案内させていただきます。上記のURLよりご提出ください。  
今後とも日本医師会 会員情報管理システム【MAMIS】にご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

\* URLの有効期限は1週間となっておりますのでお早めにご提出をお願いいたします。

\* このメールの内容に覚えのない方は、お手数ですが破棄いただけますようお願い申し上げます。

-----  
本メールについてのお問い合わせ先 :

日本医師会 会員情報管理システム移行事務局  
TEL 0120-110-030 \* 受付時間 年末年始を除く平日10:00-18:00  
MAIL Inquiry@mamis.med.or.jp

-----  
\* 本メールアドレスは送信専用です。ご返信いただいても回答いたしかねます。

合言葉

: MAMIS

一度にアップロードできるファイル数は最大10個です。合計容量は511.9MBまでです。

### アクセス通知メールの設定

相手の方が7日以内にファイルをダウンロードすると、通知をメールで受け取ることが出来ます。

通知を受け取る  通知を受け取らない

\* ドラッグ&ドロップすると直ちにアップロードを行います。扱うファイルにはご注意ください。



ファイルをこちらに  
ドラッグ&ドロップしてください。



© NTT Communications Corporation

Bizストレージ ファイルシェアとは >



## 医師会会員情報システム

2024年10月30日公開

**MAMIS は、医師会員 及び  
研修などに参加する非会員が利用できる  
Webベースのシステムです。**

特に、これまで書類で行ってきた入会・異動等の手続きを  
Web上で行うことで、先生方の手続き負担を軽減します。

### 全ての医師会員が 対象です

郡市区等医師会(地区医師会)～日本医師会まで、全ての医師会員が、システムの利用対象となります。

加えて、日本医師会の研修制度をご利用される非会員の医師も対象となります。

日本医師会

都道府県医師会

郡市区等医師会

### Webで諸手続きが できます

現在の日本医師会が配布する複写式届出用紙は、2024年上期中に配布終了、2024年末に受付終了予定です。

➡ 以降の住所変更等の手続きは、  
全てMAMIS上で行えます。



今後も機能追加等を継続し

### 会員のポータルサイトとして 改良を重ねます

サービス提供開始時は、医師年金や日医賠責特約保険の加入状況の確認等も行えます。

今後、生涯学習、かかりつけ医機能研修の申込・単位確認のほかに、認定産業医・認定健康スポーツ医の申請手続きを追加予定です。



#### お問い合わせ先

医師会会員情報システム運営事務局  
inquiry@mamis.med.or.jp  
0120-110-030  
受付時間: 平日10:00～18:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会 会員情報室  
jmamem@po.med.or.jp  
(代) 03-3946-2121  
受付時間: 平日9:30～17:30 ※土・日・祝日、年末年始を除く平日

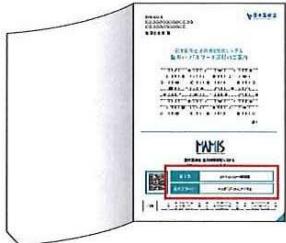


# MAMISは、全国の医師会員のポータルサイトとしてご利用いただけます。

システムの利用は無料です

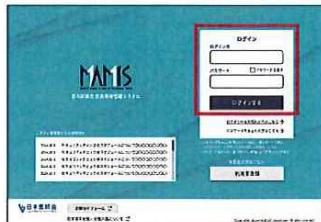
## ご利用の流れ

- 1 医師会より  
ログインのご案内が届いたら



2024年9月時点では日本医師会員の方には、郵送で  
仮ログインID・仮パスワードをご案内いたします。  
日本医師会に未入会のその他の医師会員の方には、  
準備ができ次第順次郵送させていただきます。

- 2 ログインページにアクセスして  
仮ID・仮パスワードを入力



郵送物に記載の仮ログインID・仮パス  
ワードを利用してログインしてください。  
(初回はメールアドレスの登録が必要です)

<https://mamis.med.or.jp/login/>

- 3 MAMISをご利用いただけます!



入会 / 異動 / 退会申請を行うと、システムを通じて最寄りの医師会に申請が行われます。

\* 申請完了まで約2ヶ月程度を要します。

\* 最寄りの医師会の調べ方はコチラ  
<https://www.med.or.jp/link/search.html>

## 主な機能

### マイページ:ご登録情報の管理

医師が自らの登録情報を管理できます。

送付物の発送／停止、所属学会情報の管理等  
が行えます。

### 異動手続きの簡便化

新たな勤務先や所属医師会を選択・申請すると、  
自動的に該当医師会へ入会・退会申請を行います。

### 研修管理機能 (2025年3月頃 追加予定)

医師の学習支援と取得単位の可視化、認定制度の申請や証明書発行を簡便化します。

- 認定産業医・認定健康スポーツ医関連機能
- 生涯学習関連機能 ●かかりつけ医関連機能



### MAMISの最新情報はこちらから!

医師会会員情報システム  
情報共有サイト  
<https://member-sys.info/>



## 医師会会員情報システム運営事務局

お問い合わせ先

[inquiry@mamis.med.or.jp](mailto:inquiry@mamis.med.or.jp) | 0120-110-030

受付時間: 平日10:00~18:00  
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会 会員情報室

jmamem@po.med.or.jp  
(代)03-3946-2121

受付時間: 平日9:30~17:30  
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会  
Japan Medical Association



## 医師会会員情報システム

2024年10月30日公開

**MAMISは、医師会員 及び 研修などに参加する非会員が利用できる  
Webベースのシステムです。**

特に、これまで書類で行ってきた入会・異動等の手続きをWeb上で行うことで、  
先生方の手続き負担を軽減します。

### 全ての医師が対象です

都市区等医師会(地区医師会)～日本医師会まで、全ての医師会員がシステムを利用できます。  
さらに、日本医師会の研修制度を利用される非会員の医師も対象となります。

日本医師会

都道府県医師会

都市区等医師会

### Webで入会等の 手続きができます

入会、入会後の異動や住所変更等の手続きは、全てMAMIS上で行えます。

今後も機能追加等を継続し

### 会員のポータルサイトとして 改良を重ねます

サービス提供開始時は、医師年金や日医医賠責特約保険の加入状況の確認等も行えます。  
今後、生涯学習、かかりつけ医機能研修の申込・単位確認のほかに、認定産業医・認定健康スポーツ医の申請手続きを追加予定です。



お問い合わせ先

医師会会員情報システム運営事務局

inquiry@mamis.med.or.jp

0120-110-030

受付時間: 平日10:00～18:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会 会員情報室

jmem@po.med.or.jp

(代) 03-3946-2121

受付時間: 平日9:30～17:30 ※土・日・祝日、年末年始を除く平日

MAMISは、日本の医師免許をお持ちの医師であれば、どなたでもご利用いただけます。

システムの利用は無料です

## ご利用の流れ



### まずは利用者登録

<https://mamis.med.or.jp/login/>

2024年9月時点  
医師会員の方には

日本医師会員の方には、郵送で仮ログインID・仮パスワードを  
ご案内いたします。日本医師会に未入会のその他の医師会員  
の方には、準備ができ次第順次郵送させていただきます。

- 1 ログイン画面右下の「利用者登録」ボタンをクリック



- 2 メールアドレスを登録



- 3 メールアドレスに届いたURLから、利用者情報を登録



- 4 ③で登録いただいたID・パスワードでログインしてください。



MAMISをご利用いただけます!

入会 / 異動 / 退会申請を行うと、  
システムを通じて最寄りの医師会に  
申請が行われます。

※申請完了まで約2ヶ月程度を要します。

※最寄りの医師会の調べ方はコチラ

<https://www.med.or.jp/link/search.html>

## 主な機能

### マイページ:ご登録情報の管理

医師が自らの登録情報を管理できます。

送付物の発送／停止、所属学会情報の管理等  
が行えます。

### 異動手続きの簡便化

新たな勤務先や所属医師会を選択・申請すると、  
自動的に該当医師会へ入会・退会申請を行います。

利用者登録情報

医療登録番号	200001	利用者登録情報を変更する
医療登録日	2006/03/31	
氏名	ニライ タロウ	
旧姓・旧名	日置 太郎	
旧姓・旧名	ヤマダ タロウ	
山田 多都	<input checked="" type="checkbox"/> 送付物の名前に旧姓・旧名を使用する	
自宅現住所	113-8621 東京都文京区本郷3-29-16	
TEL	検索電話番号 098-0000-0000 TEL 00-0000-0000	
FAX		
生年月日	1984/10/10	

送付物設定

医師会	送付物名	送付先
▲▲▲都区医師会	▲▲▲ニコーズ	その他 〒000-0000 直営店(江南町店)556
日本医師会	日本医師会会報(定期)	自宅現住所
日本医師会	日本医師会雑誌(特別)	自宅現住所

医師会登録情報

所属医師会名: 横浜市立市民病院	入会日のデータが無い場合は「-」が表示されます
ステータス 開院会 会員区分 入会日(?) 通算加入半期数	
在籍 横浜市青葉区医師会 A1 -	直近合算登録情報

日医医賠責特約保険、医師年金の加入状況が  
確認できます。

日医医賠責特約保険加入状況  
医師年金加入有無

有
---

異動先

1. 該当する医師会を選択してください

都道府県 都道府県選択	市区町村 選択してください	医師会 選択してください	選択
-------------	---------------	--------------	----

2. 入会を希望する医師会と会員区分を選択してください

所属医師会名:

地区医師会 選択	都道府県選択
○ 横浜市××区医師会 選択ください	
○ 横浜市〇〇区医師会 選択ください	
○ 横浜市▼▼区医師会 選択ください	

都市部医師会 選択  
会員区分 選択

### 研修管理機能 (2025年3月頃 追加予定)

医師の学習支援と取得単位の可視化、認定制度の申請や証明書発行を簡便化します。

- 認定産業医・認定健康スポーツ医関連機能
- 生涯学習関連機能 ●かかりつけ医関連機能



### MAMISの最新情報はこちらから!

医師会会員情報システム

情報共有サイト

<https://member-sys.info/>



## 医師会会員情報システム運営事務局

[inquiry@mamis.med.or.jp](mailto:inquiry@mamis.med.or.jp) | 0120-110-030

受付時間:平日10:00~18:00

※土・日・祝日、年末年始を除く平日

お問い合わせ先

日本医師会 会員情報室

jmmamem@po.med.or.jp

(代)03-3946-2121

受付時間:平日9:30~17:30

※土・日・祝日、年末年始を除く平日

JMA 日本医師会  
Japan Medical Association

# 松山常任

## 令和6年度 埼玉県総合医局機構 研修病院セミナーの開催結果について

開催日時: 令和6年8月24日(土)15時00分～19時30分

場所: ロイヤルパインズホテル浦和

### 1. 参加者総数

(人)

(1)研修病院	
研修医	76
病院長	8
紹介側(科長、事務等)	43
小計	127
(2)来賓等	
釜范日本医師会副会長	1
医学生	6
埼玉県(知事含む)	8
本会役員等	7
事務局職員	6
小計	28
合計	155

※人数は第1部(病院紹介)のみ。  
第2部(フリートークサロン)のみ出席の区別なくカウントしたもの。

### 2. 病院別参加者数

No.	病院名	研修医	病院長	紹介側 (科長、事務等)	計
1	埼玉協同病院	0	0	3	3
2	戸田中央総合病院	2	0	1	3
3	国立病院機構 埼玉病院	1	1	1	3
4	イムス富士見総合病院	0	0	5	5
5	新座志木中央総合病院	2	1	0	3
6	獨協医大埼玉医療センター	6	1	0	7
7	自治医科大学附属さいたま医療センター	12	0	3	15
8	さいたま市立病院	5	0	2	7
9	彩の国東大宮メディカルセンター	2	0	0	2
10	さいたま赤十字病院	8	1	1	10
11	さいたま市民医療センター	9	1	2	12
12	埼玉県立小児医療センター	0	0	1	1
13	埼玉メディカルセンター	1	1	1	3
14	上尾中央総合病院	0	0	6	6
15	埼玉県立精神医療センター	0	0	2	2
16	埼玉医科大学総合医療センター	8	0	2	10
17	関越病院	0	0	3	3
18	埼玉医科大学病院	3	0	2	5
19	埼玉石心会病院	0	0	6	6
20	埼玉医科大学国際医療センター	9	1	1	11
21	深谷赤十字病院	5	1	0	6
22	秩父市立病院	0	0	1	1
23	三郷中央総合病院	1	0	0	1
24	秀和総合病院	2	0	0	2
合計		76	8	43	127

# 令和6年度 埼玉県総合医局機構 研修病院セミナー

令和6年8月24日（土）15時00分～19時30分

会場：ロイヤルパインズホテル浦和 4階

## 第1部 研修病院の紹介

会場：ロイヤルプリンセス

(進行：埼玉県医師会理事 松本 郷)

14:30～	受付開始
15:00～ 15:05	開会・挨拶
15:05～ 16:35	1 専門研修病院紹介（18医療機関） 各専門研修病院 病院長・担当者等
16:35～ 16:50	2 医師会の紹介等について 埼玉県医師会副会長 水谷 元雄
16:50～ 17:00	3 埼玉県総合医局機構等について 埼玉県医師会常任理事 松山 真記子
17:00～ 17:20	4 医師会に関する講演 (座長：埼玉県医師会常任理事 松山 真記子) 「医師のキャリア形成に対する日本医師会の考え方」 日本医師会副会長 釜范 敏 様

## 第2部 フリートークサロン

会場：ロイヤルクラウン

(進行：埼玉県医師会常任理事 松山 真記子)

17:15～	受付開始
	(1) 開会挨拶 埼玉県医師会会長 金井 忠男 埼玉県知事 大野 元裕 様
17:30～ 19:30	(2) 来賓挨拶 日本医師会副会長 釜范 敏 様 (3) 乾 杯 埼玉県医師会副会長 水谷 元雄 (4) 懇 談 (5) 閉 会

# 寺師常任

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和6年7月19日～令和6年9月19日 合計20件(新規12件・更新8件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考	会員	新規
1 4	川越市	トクマル ユキオ 得丸 幸夫	得丸医院	社会福祉法人 福都二十一 川越市大字府川243-2		会員	新規
2 5	熊谷市	ウチダ パブヨキ 内田 信之	内田クリニック	サカエゴム工業株式会社 埼玉県熊谷市妻沼2181番地1		会員	新規
3 5	熊谷市	サイトウ マサヒコ 斎藤 雅彦	熊谷総合病院	七福鋼業株式会社 熊谷市佐谷田2500		会員	新規
4 9	北足立郡市	マツウラ ヒロシ 松浦 浩	埼玉脳神経外科病院	有限会社 手島運送 鴻巣市笠原1666		会員	新規
5 10	上尾市	タケシグ カオトシ 武重 直敏	武重外科整形外科	星和印刷紙器 株式会社 上尾市領家1152番40号		会員	新規
6 15	飯能地区	オカムラ ユイマ 岡村 雅摩	一医) 社団輔正会 岡村記念クリニック	有限会社 名栗温泉 飯能市大字下名栗917-1		会員	新規
7 20	秩父郡市	ミカミ リュウジ 三上 隆二	三上医院	社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム 杏子苑 埼玉県秩父市寺尾3900番地 1		会員	新規
8 20	秩父郡市	カネコ モモト 金子 桃刀	金子医院	社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム 桜の園 埼玉県秩父市和泉町18番地		会員	新規
9 20	秩父郡市	カネコ モモト 金子 桃刀	金子医院	社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム 和泉の森 埼玉県秩父市和泉町16番地		会員	新規
10 20	秩父郡市	カネコ モモト 金子 桃刀	金子医院	社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム 花菖蒲・両神 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄1060番地1		会員	新規
11 20	秩父郡市	カネコ モモト 金子 桃刀	金子医院	三峰神社 秩父市三峰298番地1		会員	新規

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和6年7月19日～令和6年9月19日 合計20件(新規12件・更新8件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
12	23	北埼玉	稻葉 智子 イバタモコ	本町福島クリニック 認定こども園 騎西桜が丘 加須市下崎370番地		会員	新規
13	1	浦和	星 和宏 ヒシ カズヒロ	星内科クリニック 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 さいたま市浦和区常盤9-30-22浦和ふれあい館		会員	更新
14	2	川口市	岡崎 俊哉 オカザキ トシヤ	上青木中央醫院 株式会社 T S ビルマネジメント 埼玉県川口市西川口3-14-10		会員	更新
15	3	大宮	小野田 敦浩 オノダ アツヒロ	小野田クリニック 埼玉県信用保証協会 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5		会員	更新
16	4	川越市	得丸 幸夫 トクマル ユキオ	得丸医院 社会福祉法人誠豊会 川越市大字牛子708番地1		会員	更新
17	8	蕨戸田市	金子 宏 カネコ ヒロシ	ふくだ内科 デリシャス・クック株式会社戸田工場 戸田市笛目南町28-18		会員	更新
18	18	狭山市	遠藤 一博 エンドウ カズヒロ	遠藤医院 社会福祉法人狭山福祉会 狭山市柏原758番地の4		会員	更新
19	24	南埼玉郡市	長尾 慎太郎 ナガオ シンタロウ	久喜ながおクリニック 株式会社シーエックスカーゴ 桶川市赤堀1丁目5番地	事業場：久喜営業所 久喜市樋ノ口大野50全農物流（株）内	会員	更新
20	27	岩槻	丸山 泰幸 マルヤマ ヤスユキ	岩槻南病院 社会福祉法人城南会 さいたま市岩槻区新福寺1465		会員	更新

# 小室常任

国 医 第 9 7 1 - 1 号  
令和 6 年 8 月 1 6 日

一般社団法人 埼玉県医師会  
会 長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和（公印省略）

## 埼玉県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の推薦について（依頼）

本県の国民健康保険事業の運営につきましては、日頃格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、国民健康保険の診療報酬請求書の審査を行う診療報酬審査委員会委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、下記のとおり候補者を推薦していただきますようお願い申し上げます。

なお、推薦していただく際には、委嘱基準に基づき選任いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1 推薦していただく候補者 医師 68 人（保険医代表 40 人、公益代表 28 人）

2 推荐期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

3 委嘱基準

①原則として委嘱時 74 歳まで

例外：常務処理委員など（会長、常務処理審査委員及び専任審査委員）勤務日数が多く確保がより困難な委員等については、委嘱時年齢について 2 期 4 年まで延長できる。

②原則として連続就任期間は 10 期 20 年まで

ただし、②の基準については画一的には適用しない

4 ジェンダーの視点を踏まえた委員の推薦について

県では、ジェンダーの視点から、審議会などの委員への女性登用を促進しているところです。本審査委員会の委員の多くは男性となっていますので、新任の方を推薦いただく際には女性候補者の選出につき御配慮くださいますようお願いします。

5 その他 別添の様式により推薦してください。

また、新たに委員となる候補者については、履歴書を提出してください。

担当：国保医療課 総務・保険医療担当 松村  
電話：048-830-3366

別添様式

## 埼玉県診療報酬審査委員会委員 推薦書

推薦団体 \_\_\_\_\_

No.	代表区分	氏名	ふりがな	診療科名	勤務先等				自宅				生年月日	備考
					病院・診療所名等	郵便番号	所在地	電話番号	郵便番号	所在地	電話番号			
<記入例>														
1 保険医	埼玉 彩子	さいたま あやこ		内	さいたま総合病院	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3366	S30.4.1	新任	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

※新任の委員については、備考欄に「新任」と記載し、履歴書を添付してください。

※薬剤師については、診療科名欄は空欄としてください。

## 参考樣式

## 履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな	
氏名	
昭和 年 月 日生 (満 歳)	※ 男・女

写真をはる位置

写真をはる必要がある場合

- 縦 36~40 mm  
横 24~30 mm
  - 本人単身胸から上
  - 裏面のりづけ

ふりがな 現住所	〒	電話
ふりがな 勤務先	〒	電話
所在地		
名 称		

## 記入上の注意

1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。  
3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。

専門分野等

本人希望記入欄（特に勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入）

---

---

---

---

**小室常任**

**医療DX推進体制整備加算・  
医療情報取得加算の見直しについて**

**厚生労働省保険局医療課**

# 医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

中医協 総 - 9  
6 . 7 . 1 7

令和6年6月～9月

<u>医療DX推進体制整備加算</u>	<b>8点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算（歯科）</u>	<b>6点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算（調剤）</u>	<b>4点</b>

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

～中略～

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）

令和6年10月～

<u>医療DX推進体制整備加算1</u>	<b>11点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算1（歯科）</u>	<b>9点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算1（調剤）</u>	<b>7点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、十分な実績を有していること。

(新) **マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。**

<u>医療DX推進体制整備加算2</u>	<b>10点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算2（歯科）</u>	<b>8点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算2（調剤）</u>	<b>6点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、必要な実績を有していること。

(新) **マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。**

<u>医療DX推進体制整備加算3</u>	<b>8点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算3（歯科）</u>	<b>6点</b>
<u>医療DX推進体制整備加算3（調剤）</u>	<b>4点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

(6) マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を有していること。

## マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

令和6年6月～11月

初診時	<u>医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）</u>	<b>3点</b>
	<u>医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）</u>	<b>1点</b>
再診時（3月に1回に限り算定）		
	<u>医療情報取得加算3（現行の保険証の場合）</u>	<b>2点</b>
	<u>医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合）</u>	<b>1点</b>

調剤時（6月に1回に限り算定）	<u>医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）</u>	<b>3点</b>
	<u>医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）</u>	<b>1点</b>

令和6年12月～

初診時	<u>医療情報取得加算</u>	<b>1点</b>
再診時（3月に1回に限り算定）		
	<u>医療情報取得加算</u>	<b>1点</b>
調剤時（12月に1回に限り算定）		
	<u>医療情報取得加算</u>	<b>1点</b>

## マイナ保険証利用率について②

### ポイント

- 原則としては、適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。  
ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。
- 適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率 又は 2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月及び前々月のマイナ保険証利用率を用いることも可能であること。

参照可能なマイナ保険証利用率の実績

	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
10月適用分	5～7月の最高値	6～8月の最高値
11月適用分	6～8月の最高値	7～9月の最高値
12月適用分	7～9月の最高値	8～10月の最高値
1月適用分	8～10月の最高値	9～11月の最高値
2月適用分	9～11月の最高値	(経過措置終了)
3月適用分	10～12月の最高値	(経過措置終了)
...	...	...

来年1月適用分までは、2つのうちいずれか高い方を用いることができる

# 医療DX推進体制整備加算の届出について

## ポイント

- マイナ保険証利用率の施設基準は届出不要。
- すでに医療DX推進体制整備加算の届出を行っている場合は届出直しは不要  
(新たに「医療DX推進体制整備加算」を届け出る場合には、届出手続きをお願いいたします)
- 届出っていても、実績が基準に満たなくなった場合には算定できません。

## 施設基準通知等の規定事項（案）

### <届出に関する事項について>

- マイナ保険証利用率に関する施設基準については、毎月社会保険診療報酬支払基金から報告されるマイナ保険証利用率が当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。
- すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関・薬局は、届出直しは不要であること。ただし、すでに施設基準を届け出た保険医療機関・薬局において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、加算を算定できないこと。

医療DX推進体制整備加算の施設基準  
に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準	
1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	<input type="checkbox"/>
2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	<input type="checkbox"/>
3 オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている	<input type="checkbox"/>
4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	<input type="checkbox"/>
5 電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和（　）年 (　)月
6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	<input type="checkbox"/>
7 マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	<input type="checkbox"/>
8 届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率	(　) %
9 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	<input type="checkbox"/>
10 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	<input type="checkbox"/>

[記載上の注意]

- 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること
- 「6」については、令和7年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。

## 届出添付書類の記載方法について（医療機関）

電子処方箋を導入していない場合は  
**チェック不要**

**「未定」又は空欄でも可**

現時点では**チェック・記入不要**

**記入不要**

現時点では**チェック・記入不要**

- 「7」及び「8」については、令和6年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。
- 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、「6」については、令和7年9月30日までの間に限り、「10」については、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

# 小室常任

集団的個別指導の実施について（医科）

関東信越厚生局・埼玉県

## 【日時及び場所】

第1回 令和6年10月16日（水）14時～15時30分

第2回 令和6年11月19日（火）14時～15時30分

第3回 令和6年11月27日（水）14時～15時30分

第4回 令和6年12月16日（月）14時～15時30分

場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館 講堂  
さいたま市中央区新都心2-1

照会等連絡先 関東信越厚生局 指導監査課（電話048-851-3060）

## 【対象】276保険医療機関（24病院・252診療所）

令和6年度集団的個別指導対象医療機関について

	令和6年度	令和5年度	増減
一般病院	20	13	7
精神病院	2	2	0
臨床研修病院等	2	2	0
内科(透析なし)	97	42	55
内科(在宅支援診療所)	33	18	15
内科(透析あり)	9	9	0
精神・神経科	10	2	8
小児科	16	13	3
外科	10	5	5
整形外科	21	6	15
皮膚科	9	2	7
泌尿器科	1	1	0
産婦人科	4	5	-1
眼科	25	6	19
耳鼻咽喉科	17	5	12
合計	276	131	145

(写)

関厚発0913第1号  
令和6年9月13日

一般社団法人 埼玉県医師会長様

関東信越厚生局長



### 関東信越厚生局及び埼玉県による集団的個別指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団的個別指導を実施いたしますので、健康保険法第73条第2項（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条第2項の規定に基づき、貴会の立会い方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 日 時

令和6年10月16日（水） 14時から15時30分  
令和6年11月19日（火） 14時から15時30分  
令和6年11月27日（水） 14時から15時30分  
令和6年12月16日（月） 14時から15時30分

##### 2 場 所

さいたま新都心合同庁舎1号館講堂

##### 3 対象医療機関

令和6年2月21日に開催された、関東信越厚生局指導監査課選定委員会において選定された「医科」282件のうちすでに廃止及び休止となった6件を除く276件

（照会等連絡先）

関東信越厚生局 指導監査課

〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

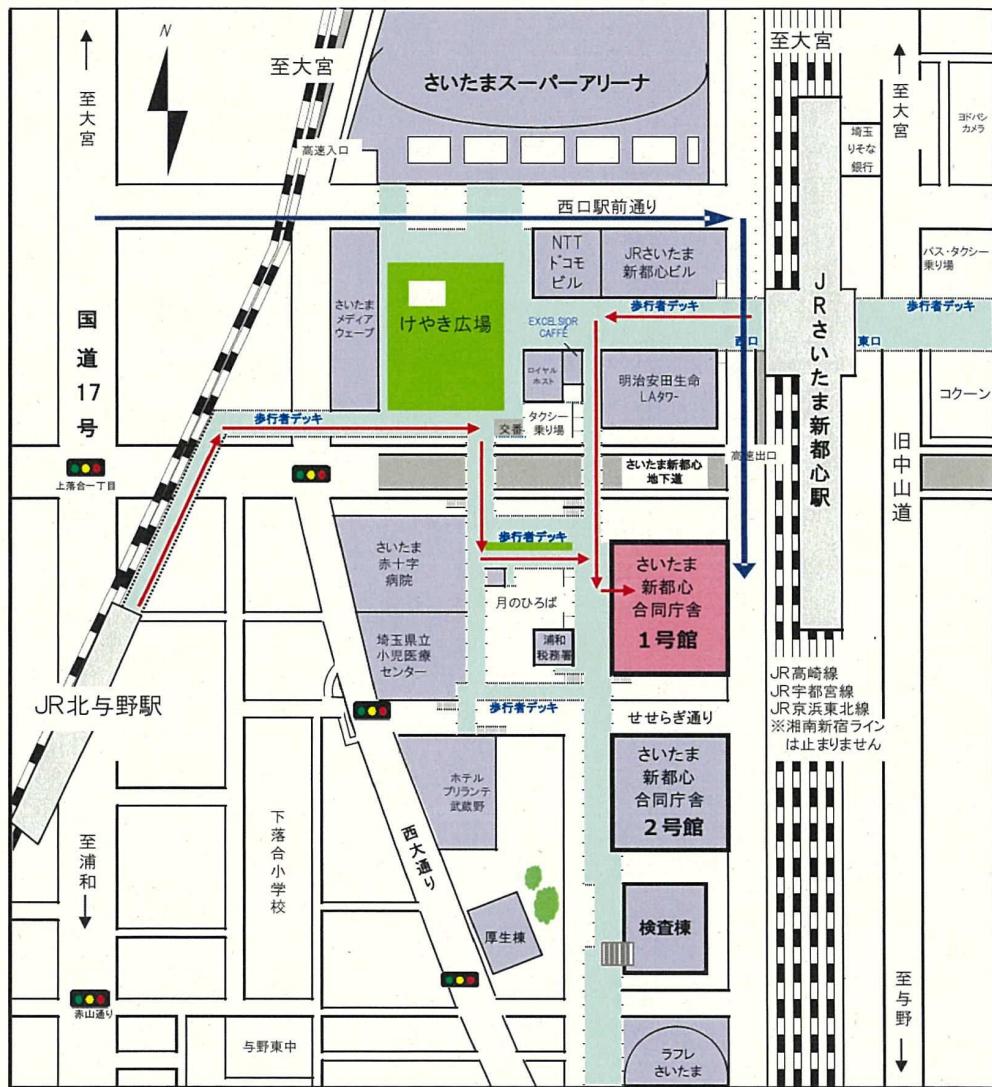
電話 048-851-3060

別 紙

日 時 及び 会 場

- 第1回 令和6年10月16日(水) 14時から15時30分  
 第2回 令和6年11月19日(火) 14時から15時30分  
 第3回 令和6年11月27日(水) 14時から15時30分  
 第4回 令和6年12月16日(月) 14時から15時30分

【さいたま新都心合同庁舎1号館案内図】



〈さいたま新都心合同庁舎1号館への入館案内〉

- 受付場所 2階正面玄関入って右側が講堂受付  
 ※1階からは入館できません。

※受付は、開始時刻30分前から行います。

※なお、当日も含めて、全てのお問合せは関東信越厚生局指導監査課  
 (電話048-851-3060)へお願いいたします。

※駐車場については、2号館の地下駐車場をご利用ください。

## 集団的個別指導名簿（受付票）

(出席日： 月 日)

保険医療機関等名称	○○診療所						
所 在 地	さいたま市中央区新都心○一●						
保険医療機関等コード (7桁数字)	1	1	1	1	1	1	1
出席者氏名	管理者 (指導対象医療機関の管理者以外の出席不可) 管理者○○ ○○の代理×× ××						

※ ご記入の上、当日受付に提出してください。

# 小室常任

## 保険医療機関の指定について

(令和6年8月分)

新規	7件
遡及指定	3件
合計	10件

## 諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	7件	(2) 3件	55件	65件
歯科	5件	(3) 3件	42件	50件
薬局	5件	(11) 12件	34件	51件
計	17件	18件	131件	166件

( )は開設者変更の再掲である

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年8月1日 から 令和6年8月31日 医科 指定分]

令和6年8月22日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	南桜井駅前あおぞら内科クリニック	〒344-0116 春日部市大金496番地14 ヤオコ ー南桜井店2階	梅田 隆満 (36歳)	梅田 隆満	070-8480-1464 常勤: 1( ) 医内	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月水木金 半日: 土 休診日: 火日祝
2	越谷Kこころのクリニック	〒343-0845 越谷市南越谷四丁目11番地5 トライ ビ南越谷5階	宮内 賢 (32歳)	宮内 賢	048-940-1717 常勤: 1( ) 医心精	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月水木金土 休診日: 火日祝
3	医療法人道心会 草加八潮循環器クリニック	〒340-0815 八潮市八潮四丁目9番地9 八潮メデ ィカルビル2F	医療法人道心会 理事長 李 武志 (73歳)	富岡 秀行 (59歳)	048-954-7371 常勤: 2( ) 医循環器内科 心外	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 加入
4	ひかりクリニック和光	〒351-0112 和光市丸山台1丁目10番20号 M ・Nビルディング5階	医療法人誠光会 理事長 大谷 洋 一 (74歳)	三宅 晓夫 (40歳)	048-458-3044 常勤: 1( ) 医内 皮精 神内	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 訪問あり
5	所沢駅前クリニック	〒359-1124 所沢市東住吉10番11号 コネクト 所沢1階A B	佐藤 潤 (37歳)	佐藤 潤	04-2997-9857 常勤: 1( ) 医糖尿病内科 呼吸 器内科 内	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月金 半日: 火水土日 休診日: 木祝 加入予定
6	医療法人社団ナイス キャップスクリニック所沢	〒359-0038 所沢市北秋津592番 ソコラ所沢2 階	医療法人社団ナ イズ 理事長 塚越 隆司 (46歳)	千葉 浩輝 (44歳)	04-2997-9601 常勤: 1( ) 医小	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 加入
7	医療法人社団藍盛会 所沢西口眼科	〒359-1124 所沢市東住吉10番1号エミテラス所 沢4階405区画	医療法人社団藍盛 会 理事長 宮川 達夫 (68歳)	杉田 正 (58歳)	04-2937-5532 常勤: 1( ) 医眼	新規 R 6.9.1	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝
項目番号 4	訪問詳細							
	ひかりクリニック和光	外来: 月～金 08:30～17:30 土 09:00～13:30 訪問: 診療時間内						

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年8月1日 から 令和6年8月31日 医科 遷及指定分]

令和6年8月22日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名 (年齢)	管理者氏名 (年齢)	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	こしがや在宅クリニック	〒343-0835 越谷市蒲生西町1丁目3番63-1号	角田 修 (47歳)	角田 修 (55歳)	048-945-0516 常勤: 1 非常勤: 1( ) 医外	移動 R 6.8.1 移転	医	現存 診療日: 月火水木金 訪問あり 休診日: 土日祝 加入 旧機関コード: 080,548,1
2	北越谷駅前さくらメントルクリニック	〒343-0026 越谷市北越谷四丁目21番1号 GM Cビル北越谷 3階3-B号室	医療法人結心会 理事長 中村 康宏 (36歳)	根木 淳 (55歳)	050-1871-0183 常勤: 3 非常勤: 15 医心内 精	その他 R 6.8.1 譲渡	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 080,531,7
3	桜整形外科内科ペインクリニック	〒331-0073 さいたま市西区指扇領別所366番地 81 指扇マンション1階A号室	一般社団法人なごみ 代表理事 瀧澤 竜太郎 (34歳)	瀧澤 竜太郎 (34歳)	048-620-5811 常勤: 1 非常勤: 1 医整外 ペインクリニック リハ 内科 皮膚科 アレアリー	組織変更 R 6.8.1 個→法	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 651,089,5
訪問詳細								
項目番号1	こしがや在宅クリニック	外来: 月~金 09:00~18:00 訪問: 診療時間内						

# 保険医療機関の指定について

(令和6年9月分)

新規	15件
遡及指定	5件
合計	20件

## 諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	15 件	(3) 5 件	102 件	122 件
歯科	4 件	(3) 4 件	71 件	79 件
薬局	15 件	(11) 13 件	93 件	121 件
計	34 件	22 件	266 件	322 件

( )は開設者変更の再掲である

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年9月1日 から 令和6年9月17日 医科 指定分]

令和6年9月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	医療法人社団明善会 西川口榎本クリニック	〒332-0034 川口市並木三丁目12番6号	医療法人社団明善会 理事長 榎本明 0	榎本 稔 (89歳)	048-240-1051 常勤: 1(1) 精内 内	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝
2	はんきょう乳腺・レディースクリニック 川口	〒332-0017 川口市栄町3-13-1 3F	范姜 明志 (41歳)	范姜 明志	048-229-9663 常勤: 1(1) 医乳腺外科 婦	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月水木金 半日: 火土日 休診日: 祝 ✓
3	かえでハートクリニック	〒343-0043 越谷市上間久里50-1	小松 穎子 (44歳)	小松 穎子	048-940-7161 常勤: 1(1) 非常勤: 1(1) 医循環器内科 内	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 ✓
4	越谷レイクタウン駅前胃と大腸の消化器内科内視鏡・肛門クリニック	〒343-0828 越谷市レイクタウン8丁目7-7	石田 隆志 (56歳)	石田 隆志	048-988-5535 常勤: 1(1) 医消化器内科	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水木土日祝 休診日: 金 ✓
5	医療法人社団紡想舎 かばのこ小児科	〒341-0024 三郷市三郷一丁目3番1号 BLAN DE三郷 3階	医療法人社団紡想舎 理事長 杉浦正俊 (66歳)	杉浦 正俊	048-934-7306 常勤: 1(4) 非常勤: 1(4) 医小アレ	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 ✓
6	キッズクリニック草加松原	〒340-0041 草加市松原二丁目1番3号 SAIYU 5th VILLAGE 3階	医療法人社団千歳会 理事長 萩原教文 (60歳)	和氣 英一 (41歳)	048-934-5608 常勤: 1(1) 医小児アレルギー科	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 ✓
7	医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック和光	〒351-0114 和光市本町1-17 斎藤ビル4階	医療法人社団三柚会 理事長 田村潮 (42歳)	佐古 雅宏 (37歳)	050-8893-5301 常勤: 1(1) 医内	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
8	所沢みやた内科クリニック	〒359-0038 所沢市北秋津585-1	宮田 大士 (49歳)	宮田 大士	04-2969-0786 常勤: 1(1) 非常勤: 1(1) 医内 消化器内科 内視鏡内科 糖尿病内科 内分泌・代謝内科 外	新規 R6.10.1	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 ✓

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年9月1日 から 令和6年9月18日 医科 指定分]

令和6年9月18日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
9	まりこころのクリニック	〒358-0003 入間市豊岡1-2-21 山路ビル4階	工藤 真理子 (52歳)	工藤 真理子	070-5562-2757 常勤: 1( ) 精 心内	新規	医	現存 診療日: 月木金 休診日: 火水土日祝
10	医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック新座	〒352-0001 新座市東北2-30-26三上ビル2階	医療法人社団三柚会 理事長 田村潮 (42歳)	菅 優真	050-8893-5302 常勤: 1( ) 内	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
11	医療法人社団碧水会 プリムローズ在宅クリニック	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂二丁目8番16号 浦和ガーデンビル5階D号室	医療法人社団碧水会 理事長 三木誓雄 (68歳)	三木 誓雄	048-799-4011 常勤: 1( ) 医 1( ) 緩和ケア内科 腫瘍内科	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 訪問あり 休診日: 土日祝 ✓
12	浦和キラリ眼科	〒336-0931 さいたま市緑区原山3丁目17番22-3号	医療法人社団清輝会 理事長 米谷仁 (45歳)	米谷 仁	048-884-1313 常勤: 1( ) 医眼 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土 半日: 日 休診日: 祝
13	医療法人社団水聖会 メディカルスキンニングさいたま新都心	〒330-0081 さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル1階店舗2-(1)(2)(3)(店舗)	医療法人社団水聖会 理事長 高木誠 (70歳)	若菜 勢津	048-858-7772 常勤: 1( ) 医放内 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土 半日: 日 休診日: 祝
14	やわらかメンタルクリニック	〒338-0002 さいたま市中央区下落合1031-5 千曲ビル2F	羽鳥 純史 (45歳)	羽鳥 純史	070-7645-3612 常勤: 1( ) 心内 精 1( )	新規	医	現存 診療日: 月火水日祝 休診日: 木金土
15	ゆかりクリニック	〒331-0045 さいたま市西区内野本郷1133番10	水野 斎司 (67歳)	水野 斎司	048-788-5994 常勤: 1( ) 医内 1( )	新規	医	現存 診療日: 火水金 休診日: 月木土日祝 訪問あり ✓
	訪問詳細			訪問詳細				
	項目番7 よつば在宅クリニック 和光	外来: 月～金 9:00～18:00 訪問: 診療時間内		項目番11 プリムローズ在宅 クリニック	外来: 月～金 9:00～12:30 13:30～18:00 訪問: 診療時間内			
	項目番10 よつば在宅クリニック 新座	外来: 月～金 9:00～18:00 訪問: 診療時間内		項目番15 ゆかりクリニック	外来: 火・水・金 9:30～12:00 15:00～18:00 訪問: 診療時間外			

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和6年9月1日 から 令和6年9月17日 医科 遷及指定分]

令和6年9月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	北朝霞・朝霞台えきまえエスエスこどもクリニック	〒351-0033 朝霞市浜崎1丁目2番10号 アゴラ21ビル6階	嶋田 博之  (58歳)	嶋田 博之	048-476-3002 常勤: 2 非常勤: 6 医 2( 6 ) 小兒血液・腫瘍内科	その他 譲渡 R6.9.1	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 旧機関コード: 210,139,2 ✓
2	みち眼科クリニック	〒359-1143 所沢市宮本町2丁目22-25 角田ビル2階	高野 優子  (50歳)	高野 優子	04-2929-5670 常勤: 1( 1 ) 医眼	移動 移転 R6.9.9	医	現存 診療日: 月火水木 半日: 金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 250,584,0 ✓
3	吉田医院	〒364-0031 北本市中央1-70	丸山 圭子  (68歳)	丸山 圭子	048-591-2200 常勤: 2( 2 ) 医内 産婦	交代 親→子 R6.8.26	医	現存 診療日: 月火水木 半日: 金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 530,008,2 ✓
4	医療法人社団飯塚医院	〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷八丁目9番16-1	医療法人社団飯塚医院 理事長 飯塚 健次郎  (85歳)	飯塚 健次郎	048-852-2910 常勤: 2( 2 ) 医内 小	移動 移転 R6.8.17	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 150,089,1 ✓
5	飯島医院	〒330-0051 さいたま市浦和区駒場一丁目12番1号	一般社団法人産承会 代表理事 飯島 宙  (63歳)	飯島 宙	048-882-0333 常勤: 1( 1 ) 医 産婦 小	8 組織変更 個→法 R6.9.1	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 010,658,3 ✓

# 小室常任

日医発第 1061 号（保険）  
令和 6 年 9 月 18 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

## 令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料及び特掲診療料の施設基準並びにその届出について、厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和 6 年 10 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について届出漏れが生じないよう取りまとめたものとなっております。また、別紙の届出対象について、令和 6 年 10 月 15 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月 1 日に遡って算定することが可能であります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 【添付資料】

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて  
(令和 6 年 9 月 13 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和6年9月13日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号）により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和6年10月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和6年10月15日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和6年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項目番号	届出対象 (令和6年3月31において下記施設基準を 届出していいた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
初・再診料	1	地域包括診療加算	令和6年3月31において現に地域包括診療加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、1の(3)、(10)及び(12)を満たしているものとする。	地域包括診療加算	別添7、別添7の様式2の3
	2	一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6を除く、地域一般入院基本料、特別入院基本料を除く。)	令和6年3月31において、現に急性期一般入院基本料(急性期一般入院料6を除く。)に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。	急性期一般入院料1 急性期一般入院料2 急性期一般入院料3 急性期一般入院料4 急性期一般入院料5	別添7、別添7の様式10
	3	結核病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る。)	令和6年3月31において、現に7対1入院基本料(結核病棟入院基本料)に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。	結核病棟入院基本料	別添7、別添7の様式10
入院基本料	4	特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。)	令和6年3月31において、現に7対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。))に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。	特定機能病院入院基本料	別添7、別添7の様式10
	5	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算	令和6年3月31において、現に看護必要度加算1、2又は3を算定するものであって、旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす場合は、令和6年9月30日まではそれぞれ令和6年度改定後の看護必要度加算1、2又は3の基準を満たすものとみなすこと。	看護必要度加算1 看護必要度加算2 看護必要度加算3	別添7、別添7の様式10

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項目番号	届出対象 (令和6年3月31において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
入院 基本 料等 加算	6	専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)	令和6年3月31において、現に専門病院入院基本料に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度・医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後の重症度・医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。	専門病院入院基本料	別添7、別添7の様式10
	7	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算	令和6年3月31において、現に看護必要度加算1、2又は3を算定するものであって、旧算定方法における重症度・医療・看護必要度の基準を満たす場合は、令和6年9月30日まではそれぞれ令和6年度改定後の看護必要度加算1、2又は3の基準を満たすものとみなすこと。	看護必要度加算1 看護必要度加算2 看護必要度加算3	別添7、別添7の様式10
	8	有床診療所療養病床入院基本料	令和6年3月31において現に有床診療所療養病床入院基本料の届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、第六の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	有床診療所療養病床入院基本料	別添7、別添7の様式5,12~12の10
	9	総合入院体制加算1、2	令和6年3月31において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、令和6年度改定後の総合入院体制加算の重症度・医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。 また、令和6年3月31において、現に総合入院体制加算1又は2の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、1の(3)、2の(2)の全身麻酔による手術件数の基準を満たすものとみなすこと。	総合入院体制加算1 総合入院体制加算2	別添7、別添7の様式10,13
	10	総合入院体制加算3	令和6年3月31において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、令和6年度改定後の総合入院体制加算の重症度・医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	総合入院体制加算3	別添7、別添7の様式10
	11	急性期看護補助体制加算(急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る。)	令和6年3月31において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間は、令和6年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度・医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	急性期看護補助体制加算	別添7、別添7の様式10
	12	看護職員夜間配置加算(急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る。)	令和6年3月31において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、令和6年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度・医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	看護職員夜間配置加算	別添7、別添7の様式10
	13	看護補助加算1(地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。)	令和6年3月31において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、令和6年度改定後の看護補助加算1の重症度・医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	看護補助加算1	別添7、別添7の様式10

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項目番号	届出対象 (令和6年3月31において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
特定入院料	14	入退院支援加算1	1の(4)に掲げる連携機関等の規定については、当該保険医療機関において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)若しくは専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)を算定する病棟を有する場合又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有する場合に限り、令和6年3月31において現に入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすこと。	入退院支援加算1	別添7、別添7の様式40の9
	15	救命救急入院料2、4	令和6年3月31において、現に救命救急入院料2又は4に係る届出を行っている治療室のうち、旧算定方法における特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす治療室については、令和6年9月30日までの間は、令和6年度改定後の特定集中治療室1又は3における重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	救命救急入院料2 救命救急入院料4	別添7、別添7の様式43
	16	特定集中治療室管理料1～4	令和6年3月31時点で特定集中治療室管理料に係る届出を行っている治療室であって、旧算定方法における特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす治療室については、令和6年9月30日までは令和6年度改定後の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。 また、令和6年3月31時点で特定集中治療室管理料を行っている治療室にあっては、令和6年9月30日までの間に限り、1の(12)又は3の(5)に該当するものとみなすこと。	特定集中治療室管理料1 特定集中治療室管理料2 特定集中治療室管理料3 特定集中治療室管理料4	別添7、別添7の様式42.43
	17	特定集中治療室管理料5、6	令和6年3月31時点で特定集中治療室管理料又は救命救急入院料に係る届出を行っている治療室であって、令和6年度改定後に特定集中治療室管理料5又は6の届出を行う治療室については、令和6年3月31時点で届出を行っている特定集中治療室管理料又は救命救急入院料の旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす場合に限り、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。	特定集中治療室管理料5 特定集中治療室管理料6	別添7、別添7の様式43
	18	ハイケアユニット入院医療管理料1、2	令和6年3月31時点で現にハイケアユニット入院医療管理料1又は2に係る届出を行っている治療室であって、旧算定方法におけるハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす治療室については、令和6年9月30日までの間は令和6年度改定後のハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなすこと。	ハイケアユニット入院医療管理料1 ハイケアユニット入院医療管理料2	別添7、別添7の様式43

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項目番号	届出対象 (令和6年3月31において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
	19	回復期リハビリテーション病棟入院料1、3	令和6年3月31において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3に係る届出を行っている病棟については、令和6年9月30日までの間に限り、2の(9)又は3の(6)に該当するものとみなす。	回復期リハビリテーション病棟入院料1 回復期リハビリテーション病棟入院料3	別添7、別添7の様式 49の2又は49の3
	20	地域包括ケア病棟入院料1～4	令和6年3月31において現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和6年9月30日までの間に限り、1の(2)に定める重症度、医療・看護必要度の基準に該当するものとみなす。	地域包括ケア病棟入院料1 地域包括ケア病棟入院料2 地域包括ケア病棟入院料3 地域包括ケア病棟入院料4	別添7、別添7の様式 10
	21	地域包括ケア入院医療管理料1～4	令和6年3月31において現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和6年9月30日までの間に限り、1の(2)に定める重症度、医療・看護必要度の基準に該当するものとみなす。	地域包括ケア入院医療管理料1 地域包括ケア入院医療管理料2 地域包括ケア入院医療管理料3 地域包括ケア入院医療管理料4	別添7、別添7の様式 10
	22	特定一般病棟入院料1、2	令和6年3月31において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和6年9月30日までの間、令和6年度改定後の当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。	特定一般病棟入院料1 特定一般病棟入院料2	別添7、別添7の様式 10

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

### ○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
医学管理料	1	地域包括診療料	令和6年3月31において現に地域包括診療料の届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30日までの間に限り、1の(3)、(9)及び(11)を満たしているものとする。	地域包括診療料	別添2、別添2の様式7の7
	2	外来腫瘍化学療法診療料1	令和6年3月31日時点で外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間、1の(10)及び(13)の基準を満たしているものとする。	外来腫瘍化学療法診療料1	別添2、別添2の様式39
在宅	3	在宅時医学総合管理料の注14(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準	令和6年3月31時点で在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、「3」に該当するものとみなす。	在宅時医学総合管理料の注14(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準	別添2、別添2の様式19の2

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

## 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

### ○訪問看護療養費

区分	項目番号	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
訪問看護管理療養費	1	訪問看護管理療養費1	令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和6年9月30日までの間に限り、訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなす。	訪問看護管理療養費1	別紙様式9

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

# 令和6年9月30日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和6年10月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

## ○基本診療料

区分	項目	対象 (令和6年3月31において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準
入院 基本 料等 加算	1	認知症ケア加算	令和6年3月31時点で認知症ケア加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年9月30までの間、1の(5)の工、2の(7)及び3の(3)の基準を満たしているものとみなす。	認知症ケア加算

# 高木常任

埼医業 I 第 1139 号  
令和 6 年 9 月 19 日

都市・大学医師会長 殿  
(担当理事)

埼玉県医師会長 金井 忠男  
(担当常任理事 高木 学)  
(公印省略)

## 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について

標記の件につきまして、日本医師会から通知（日医発第 1009 号（健Ⅱ））がありました。

これに伴い、予防接種相互乗り入れにつきまして、料金表及び請求書を下記のとおり変更することとなりました。

なお、料金を変更する自治体がありましたら、改めてご連絡申し上げます。

貴会におかれましてもご了知いただき、関係医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

記

令和 6 年 9 月 30 日以前		令和 6 年 10 月 1 日以降	
小児用肺炎球菌	13 倍 15 倍	小児用肺炎球菌	<del>13 倍</del> 15 倍・20 倍

※13 倍については、定期製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種ワクチンから除かれます。

### 【日本医師会文書管理システム】

<https://www1.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/>

担当：業務課業務 I 担当 森田  
TEL：048-824-2611  
E-mail：[mmorita@office.saitama.med.or.jp](mailto:mmorita@office.saitama.med.or.jp)

# 高木常任

健寿第536-2号  
令和6年8月8日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部健康長寿課長（公印省略）

## 新生児マスクリーニング検査に関する実証事業の実施について（依頼）

本県の母子保健事業の推進については、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では令和6年3月1日から、国が行う新生児マスクリーニング検査に関する実証事業に参加しており、一般社団法人希少疾患の医療と研究を推進する会（以下、「クレアリッド」という。）に検査を委託して、同会と検査契約を結んでいる施設で出生した児を対象に実証事業を実施しております。

令和6年9月1日から、検査の委託先をクレアリッドから埼玉県立小児医療センターに切り替えるとともに、県内全分婉取扱施設（さいたま市所在施設を除く）で出生した児に対象を拡大して、同実証事業に参加することといたしました。

については、別紙のとおり事業を実施することとし、県内の分婉取扱施設の長様宛てに送付いたしますので、御了知のほどよろしくお願い申し上げます。

担当 母子保健担当  
電話 048-830-3561

## 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

令和6年9月1日より県内のすべての分娩取扱医療機関等※で、「重症複合免疫不全症（SCID）」と「脊髄性筋萎縮症（SMA）」の2疾患のマススクリーニング検査を開始いたします。

※さいたま市内に所在する機関は含まれません。

### 事業実施の経緯

令和5年度よりこども家庭庁において、新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡大に向けて、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」が開始されました。この実証事業に埼玉県は令和6年3月に参画して、県内的一部の分娩取扱医療機関等（以下「医療機関等」という。）にて下記の2疾患を対象とした検査を実施していました。

令和6年度は検査を受検できる対象児の拡大を目指し、実証事業に採択された場合は、9月から県内で出生した全ての新生児が2疾患検査を受検できる形で同実証事業に応募しておりました。

この度、国の採択を受け、実証事業に参加することが正式に決定しました。

### 事業の実施主体

埼玉県

### 対象疾病

「重症複合免疫不全症（SCID）」と「脊髄性筋萎縮症（SMA）」の2疾患

### 検査対象新生児

県内（さいたま市内を除く）の医療機関等で出生した新生児で、保護者が実証事業参加に同意し、同意書を提出した者

### 検査機関

埼玉県立小児医療センター（以下、「小児医療センター」という）

### 実証事業実施機関

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

### 検体等の送付

実証事業の検査ろ紙については、従来の20疾患用のろ紙（新生児スクリーニング採血ろ紙／白色）を使用します。

20疾患分の検査に1枚、実証事業分に1枚と、計2枚のろ紙に採血します。

#### ① 4月～8月に2疾患検査を実施していた医療機関

クレアリッドへの検査依頼書の日付が令和6年8月31日までの分は検体（オプショナルスクリーニング専用ろ紙／ピンク色）等をクレアリッドに送付してください。

それ以降の分は検体（新生児スクリーニング採血ろ紙／白色）等を小児医療セン

ターに送付してください。

## ②上記①以外の医療機関等

令和6年9月1日以降、令和7年3月31日までに採血した分について、小児医療センターに検体(新生児スクリーニング採血ろ紙／白色)等を送付してください。

## 2 疾患検査に御対応いただくにあたり新たに実施していただく事項

- ・ 20疾患の先天性代謝異常等検査を実施する際に、実証事業についても保護者に説明し、実証事業用の「同意書」の提出を受けてください。
- ・ 実証事業に同意いただいた方は、2枚のろ紙（白色）を使用して採血します。
- ・ 同意書と検体を、20疾患の検体と同時に小児医療センターに送付してください。
- ・ 20疾患の検査結果に加えて、実証事業分の検査結果も保護者に通知してください。
- ・ 精密検査が必要な場合は、小児医療センターから医療機関等に連絡します。小児医療センターから連絡がありましたら、精査医療機関への紹介状を作成いただき、保護者にお渡しいただくとともに、精査医療機関の受診を案内してください。

## 保護者負担

小児医療センターで実施する検体検査の費用は県が負担します。

その他の費用（採血料等）は、保護者の負担となります。

## 実施方法

20疾患の先天性代謝異常等検査と同時に実施します。

- ① 保護者に実証事業の趣旨と個人情報の取扱い等について説明する。（県が作成するリーフレット及び説明書を使用）
- ② 実証事業参加に同意いただいた保護者に、同意書を提出してもらう。
- ③ 同意書の提出があった場合は、20疾患の先天性代謝異常等検査での採血の際に、2疾患分を同時に採血する（1枚目のろ紙の4スポットに採血後、2枚目のろ紙のうち2スポットに採血）。
- ④ 20疾患分の検体と、実証事業分の検体及び同意書を小児医療センターに同時に送付する（2枚のろ紙はクリップ、ホチキス等でまとめる）。
- ⑤ 小児医療センターから検査結果が返送されたら、それを新生児の保護者に通知する。
- ⑥ 必要があれば小児医療センターから再採血の依頼があります。
- ⑦ 疾病の疑われる新生児については、小児医療センターから精密検査を受診させるよう依頼があります。
- ⑧ 小児医療センターから連絡を受けたら、紹介状を患者にお渡しのうえ、精査医療機関を受診させてください。

詳細は、下記ホームページに掲載の採血ガイドラインを参照ください。

本事業の実施にともない、8月中にガイドラインを更新予定です。

○ 埼玉県ホームページ「先天性代謝異常等検査について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/taisyaijo.html>

## 検査物品について

実証事業用の「同意書」、保護者への説明に使用する「説明書」、及び「リーフレット」を、後日各医療機関等に送付します。

検査ろ紙については、従来の 20 疾患用のろ紙を使用します。

当面はお手元の在庫を使用するか、不足分は県健康長寿課へご連絡ください。

## 特記事項

検査の結果及び精密検査の結果等は、県がこども家庭庁に報告します。

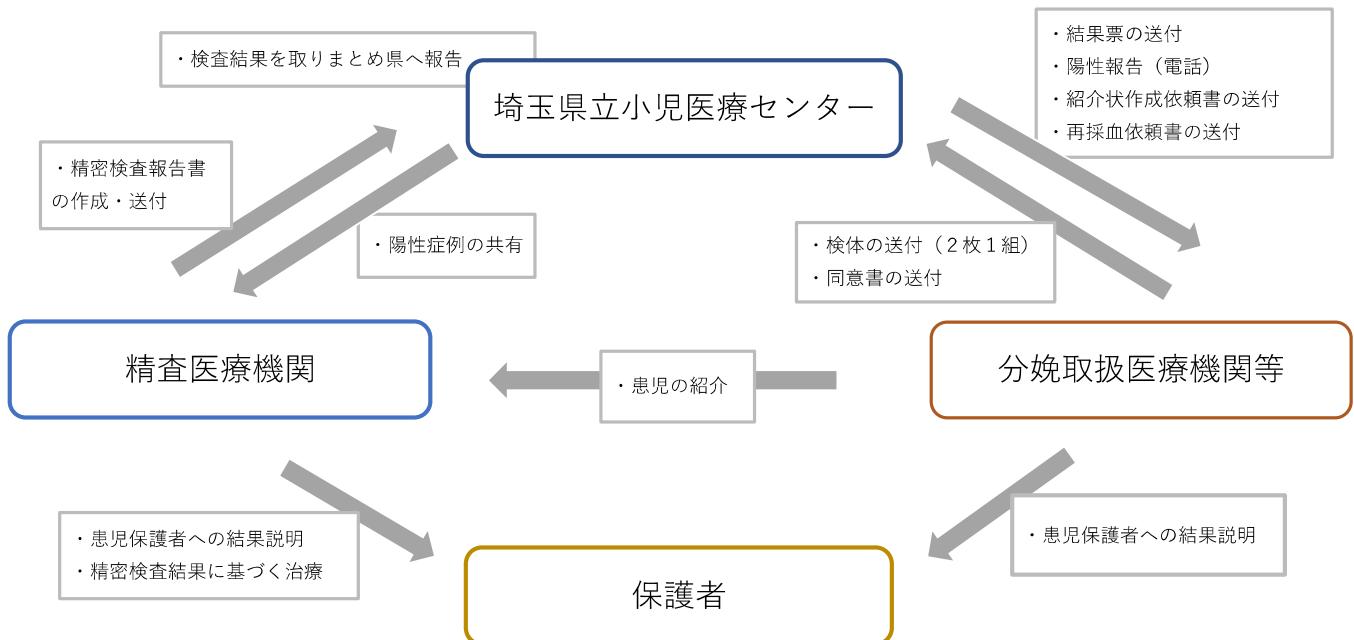
また、本実証事業は、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用されます。

### 一般社団法人 希少疾患の医療と研究を推進する会（クレアリッド）と契約中の医療機関等の御担当者様へ

4 月 1 日～8 月 31 日の間に SCID 及び SMA の検査をした新生児は、本事業の対象者となります。この期間の検査結果を国に報告しますので、ご了承ください。

今後のオプショナルスクリーニングについての詳細は、クレアリッドにお問い合わせください。

## 参考：実証事業フロー図



## 精査医療機関

重症複合免疫不全症 (SCID) : 埼玉県立小児医療センター (治療可能)

防衛医科大学校病院 (精密検査のみ)

脊髄性筋萎縮症 (SMA) : 埼玉県立小児医療センター (治療可能)

埼玉医科大学病院 (治療可能)

埼玉医科大学総合医療センター (治療可能)

獨協医科大学埼玉医療センター (治療可能)

埼玉県済生会川口総合病院 (治療可能)